

柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金交付要綱

制定 平成 15 年 4 月 1 日

施行 平成 15 年 4 月 1 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、障害福祉サービス事業所若しくは障害児通所支援事業所に係る施設改造等を行うものに対し、障害福祉サービス施設等改造等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、障害者及び障害児の福祉の増進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 60 年柏市規則第 29 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。
- (3) 障害福祉サービス事業所 法第 5 条に規定する事業所であって、生活介護、短期入所、自立訓練生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に係るものをいう。
- (4) 障害児通所支援事業所 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 に規定する事業所であって、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス及び医療型児童発達支援に係るものをいう。
- (5) 基準 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める基準をいう。

ア 障害福祉サービス事業所に係る施設 柏市指定障害福祉

サービス事業等人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第44号）又は柏市障害福祉サービス事業設備運営基準条例（平成24年柏市条例第46号）に定める施設に関する基準

イ 障害児通所支援事業所に係る施設 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める児童発達支援，医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係る施設に関する基準

(6) 施設改造等 次に掲げる建築等（自己所有物件に係るものに限る。）であって，当該建築等後の施設が基準を満たすものをいう。

ア 新たな施設の建築

イ 既存建物において，定員の増員や利用者の特性に応じ必要な設備の整備を図るために行う改築等（以下「改築等」という。）

（対象法人）

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは，次のいずれかに該当するものとする。

(1) 現に柏市内において，障害福祉サービス事業所若しくは障害児通所支援事業所を設置している社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(2) 現に柏市内において，障害福祉サービス事業所若しくは障害児通所支援事業所を設置している特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(3) 現に柏市内において，社会福祉法第2条に規定する授産施設，児童福祉法第39条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条に規定する認定こども園を運営する社会福祉法人，特定非営利活動法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人（既存事業を所管する部署の了承を得て，障害福祉サービス事業所又は障害児通所支

援事業所を設置する場合に限る。)

2 補助金の交付の決定を受けた日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を経過するまでは、同一の施設に係る施設改造等については、対象事業としない。

(1) 第2条第6号アに掲げるもの 10年

(2) 第2条第6号イに掲げるもの 5年

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象事業に要する工事費の2分の1以内の額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

(1) 第2条第6号アに掲げるもの 10,000,000円

(2) 第2条第6号イに掲げるもの 2,500,000円

(申請書添付書類)

第5条 規則に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 施設改造等の箇所に係る当該施設改造等の前の写真

(2) 施設改造等に係る建物の登記事項関係書類

(3) 施設改造等に係る資金計画書

(4) 施設改造等に係る建物の当該施設改造等前の図面及び当該施設改造等後の図面(縮尺のあるものに限る。)

(5) 施設改造等を行うことについて法人理事会等が行った承認等に係る会議録

(6) 3者以上の者から徴取した施設改造等に係る工事請負契約に係る見積書

(7) 施設改造等に係る設計の内訳

(8) 施設改造等に係る工事の領収書の写し

(9) 施設改造等の箇所に係る当該施設改造等の後の写真

(10) 施設改造等に係る工事請負契約書

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

(交付の条件)

第6条 規則第4条第2項に規定する補助事業等の完了後においても従う事項は、補助金の交付を受けて行った施設改造等に係る障害福祉サービス事業所若しくは障害児通所支援事業所の運営を、要綱第2条第6号アに掲げるものは10年以上、要綱第2条第6号イに掲げるものは5年以上行うこととする。

ただし、本要綱第3条第3項第2号に定める期間に満たない場合においても、補助金等の交付の目的や当該財産等の耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(標準処理期間)

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(概算払)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔題名改正〕

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の柏市中心身障害者居宅支援施設改造等補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金は、改正後の柏市障害福祉サービス施設改造等補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(柏市知的障害者生活ホーム整備費補助金交付要綱の廃止)

2 柏市知的障害者生活ホーム整備費補助金交付要綱(平成3年10月1日制定)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に改正前の柏市障害福祉サービス施設改造等補助金交付要綱又は柏市知的障害者生活ホーム整備費補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金は、改正後の柏市障害福祉サービス施設改造等補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則〔題名改正〕

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月19日より施行し、令和4年9月22日から遡って適用する。